

日野町社会体育関係大会等派遣費補助金取扱要領

日野町社会体育関係大会等派遣費補助金（以下「補助金」という。）については、日野町補助金等交付規則（昭和 45 年日野町規則第 20 号）、日野町社会体育関係大会等派遣費補助金交付要綱（平成 30 年日野町教委要綱第 4 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

1 補助対象（要綱第 3 条）

本補助金の対象が団体であった場合、補助対象者は当該大会等に選手として登録されている者（以下「選手」という。）とする。

2 補助対象となる経費（要綱第 4 条）

本補助金の対象となる大会等会場への自家用車で移動した場合の補助対象となる車賃は、選手を輸送するに必要な自家用車のものとする。また、路程の計算は、日野町職員等の旅費の支給に関する規則（昭和 61 年日野町規則第 8 号）第 7 条の規定による。

3 補助金の申請（要綱第 7 条）

本補助金の交付申請は、当該大会等終了後速やかに行わなければならない。

また、本補助金の交付申請に必要な書類は、要綱第 7 条（1）（2）に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- ・当該大会等の開催要項等
- ・当該大会等の選手名簿等
- ・当該選手の宿泊にかかる費用が分かる領収書等

4 施行日

この要領は公布の日から施行し、平成 30 年 6 月 22 日から適用する。